

## 令和4年度 賦課金の賦課徴収方法について

賦課区分	10a当 賦課額	賦課通知年月日		徴収期限		賦課区分	一戸当 賦課額	賦課通知 年月日		徴収期限	賦課基準地積及び徴収方法
		第1期	第2期	第1期	第2期			第3期	第3期		
<b>1. 経常賦課金</b>	円	令和4年5月10日		令和4年 5月31日      令和4年 8月31日		3) 川原子幹線用水路 草刈負担金 1. 年賦納付	2,000	令和4年 5月10日	令和4年 10月31日	1. 賦課基準地積  令和4年4月1日現在の土地原簿記載 面積により賦課する。  2. 納入場所  (1) 当土地改良区 (2) みやぎ仙南農業協同組合 白石地区各支店 (3) ゆうちょ銀行（口座振替のみ）  3. 徴収方法  (1) 経常賦課金(運営事務費・用水費) は、第1期・第2期に分割して徴収 する。 (2) 賦課額が10,000円未満及び100円 以下の端数金額は、第1期に徴収 する。 (3) 経常賦課金(川原子幹線用水路 草刈負担金)は、全額第3期に徴 収する。  (4) 地区除外決済金は、1㎡当たり35円 を徴収する。	
1) 運営事務費											
田地積割均一	3,500										
川原子	1,200										
白石特区	1,200										
畑	1,200										
雑種地	1,200										
原野	1,200										
2) 用水費											
白南・第1分区	2,000										
白南・第2分区	1,500										
三沢・落合	800										
福岡 (A)	1,500										
福岡 (B)	800										
川原子 特区	600										
越河・鮎形沼											
(A)	800										
(B)	600										
(C)	400										
白石用水	1,000										